

海外への機械輸出の申請

海外への機械輸出は修理または問題による返品をする必要がある場合で、以下の基準に基づき審査する。

1. 許可申請をする機械は通関命令または銀行保証の取り消しの許可をされた機械でなければならない。
2. 海外への機械返品の場合、生産力および製造工程に影響があってはならない。但し、プロジェクト取り消しの申請をした場合を除く。

海外への機械輸出の手続き（返品/修理のため）

1. eMT Online システムに記入するため、海外への機械輸出（返品/修理のため）の許可申請の必要情報を用意し、情報記入後、システム上で申請案件を提出する。
2. 担当官がシステム上で申請案件の審査を行う。
3. eMT Online システムを通じて、会社が海外への機械輸出の確認のために情報を記入する。返品の場合は追加で、輸出申告書の番号・日付をシステムに記入すること。

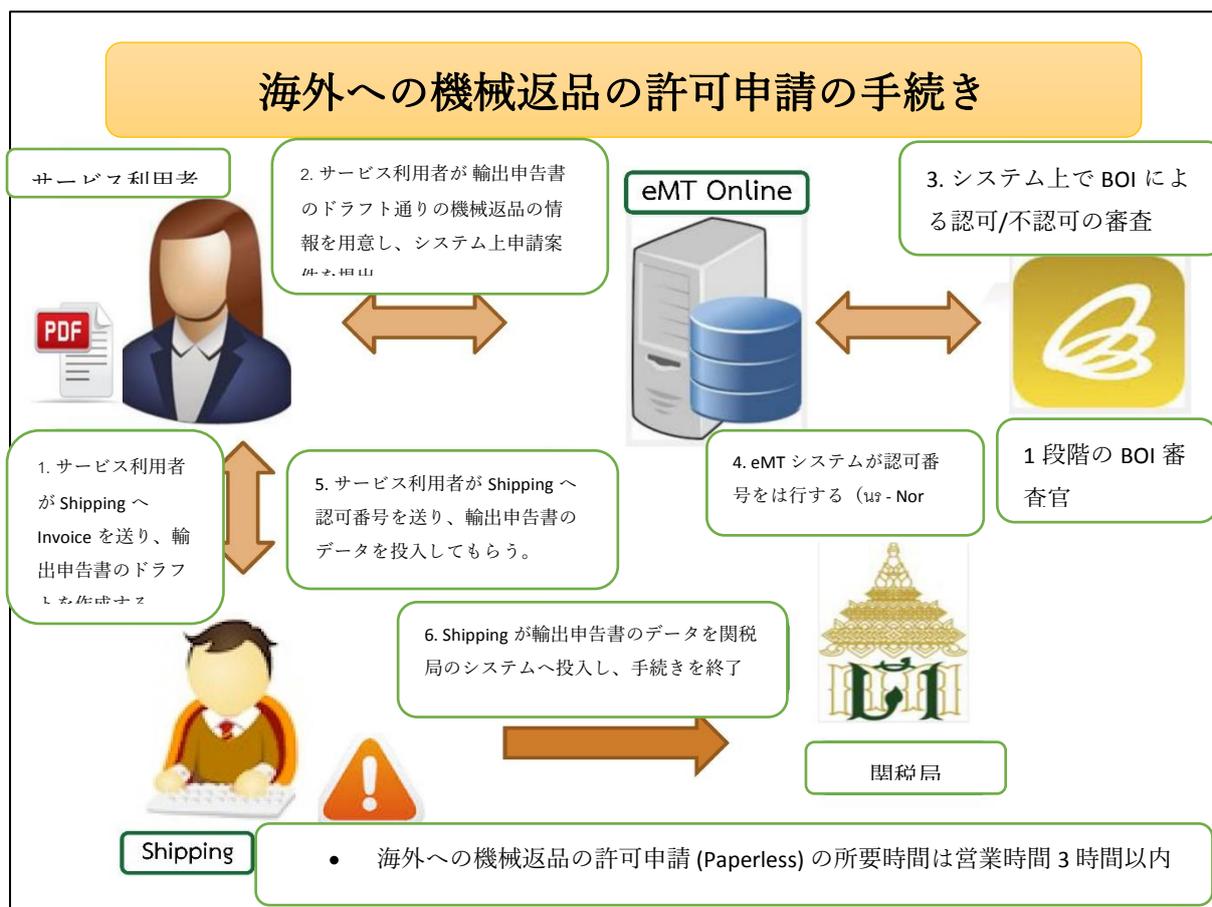
修理から返品へのステータス変更

修理のための機械輸出は故障した機械が元通りにすることが目的である。ただし、機械が古すぎたり、交換部品がなかったりすることなど、機械の修理が不可能な場合は、その機械

を再輸入する必要がなくなったため、修理から返品へのステータス変更することが可能である。

修理から返品へのステータス変更の手続き

1. eMT Online システムにて、修理のための機械輸出の申請案件からステータス変更をしたい申請案件を選択し、システム上で申請案件を提出する。
2. 担当官がシステム上で申請案件の審査を行う。



修理のための海外への機械輸出の許可申請の手続き

